

守口市立よつば小学校いじめ防止基本方針

守口市立よつば小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面をひどく傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

本校では「志をもって よく学ぶ 心ゆたかな たくましい子」を教育目標として、学校の教育活動全般にわたり、人権教育を基本とした取り組みを推進している。生命や人権を大切にする精神を貫くこと、児童一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重すること、児童の健やかな人格発達を支援するという児童観・指導観に、立つことなどを、全教職員共通理解のもと、徹底することが重要と考えている。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめとは

当該児童等が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。

具体の例として

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ対策のための組織

〈名 称〉

いじめ防止対策プロジェクト

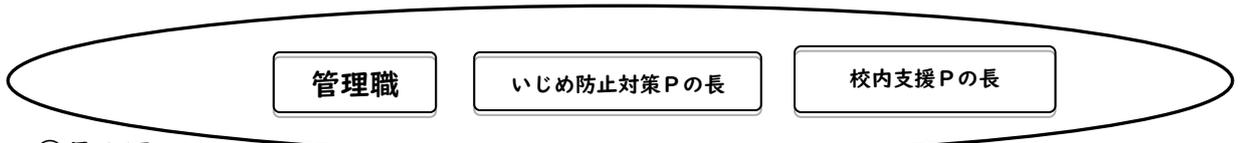
〈役 割〉

- ①いじめ防止・校内支援プロジェクトなどの調査の中で、いじめ事案であると共有した場合、学校長主導のもと「ケース会議」を行う。
- ②全校児童への実態調査を実施する。(気持ちを聞かせてアンケート・聞き取り調査など)
- ③いじめ事案に対する対策会議を実施し対応する。(ケース会議・カウンセリングなど)
- ④いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめに関する児童の理解を深める。

〈構成員〉

校長、教頭、当該学年、養護教諭、各学年1名・支援教育コーディネーター
校内支援・問題行動・不登校対策プロジェクトの長、スクールカウンセラー

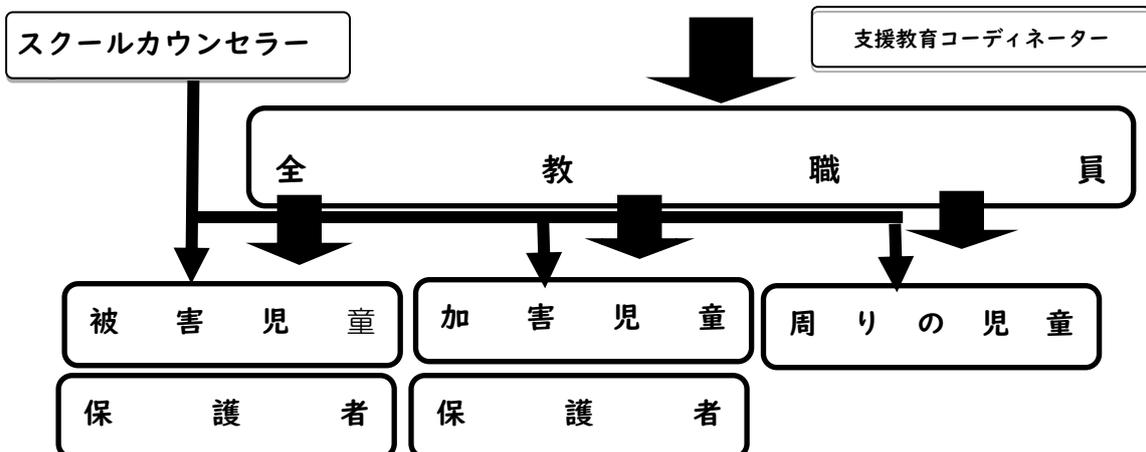
- ①いじめ事案についての情報共有会議(月1回)



②月1回



- ③ケース会議(メンバーはいじめ防止対策Pの長が招集)



4 年間計画

4月	<p>保護者と児童へ相談窓口の周知</p> <p>スクールカウンセラーの周知 スクールソーシャルワーカーの周知</p> <p>人権教育(仲間づくり) 学級活動(クラスづくり)</p> <p>家庭訪問</p> <p>いじめ事案についての情報会議・いじめ防止対策プロジェクト</p>
5月	<p>子どもを語る会</p>
6月	<p>気持ちを聞かせてアンケート</p> <p>いじめ事案についての情報会議・いじめ防止対策プロジェクト</p> <p>非行防止教室</p>
7月	<p>個人懇談</p> <p>夏休み対策</p>
8月	
9月	<p>いじめ事案についての情報会議・いじめ防止対策プロジェクト</p>
10月	<p>運動会</p> <p>いじめ事案についての情報会議・いじめ防止対策プロジェクト</p>
11月	<p>気持ちを聞かせてアンケート</p> <p>いじめ事案についての情報会議・いじめ防止対策プロジェクト</p> <p>スマホ教室</p>
12月	<p>個人懇談</p> <p>いじめ事案についての情報会議・いじめ防止対策プロジェクト</p> <p>冬休み対策</p>
1月	<p>非行防止教室</p> <p>いじめ事案についての情報会議・いじめ防止対策プロジェクト</p>
2月	<p>気持ちを聞かせてアンケート</p> <p>いじめ事案についての情報会議・いじめ防止対策プロジェクト</p> <p>子どもを語る会</p>
3月	<p>春休み対策</p> <p>いじめ事案についての情報会議・いじめ防止対策プロジェクト</p>

第2章 いじめ防止のための措置

1 未然防止

(1) 学校におけるいじめの未然防止

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知させる。

① 全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

② 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、自己有用感を高める。

③ 人権教育を計画的に指導する。

④ 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを認識させる。

⑤ 学校全体で暴力や暴言を排除する。

⑥ いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取組について、児童・保護者に啓発する。

(2) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、啓発活動や情報モラル研修会等を行う。

2 いじめの早期発見

日頃から児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。また、各学期に1回「気持ちを聞かせて」アンケートを実施するとともに、個人懇談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。

(1) いじめ調査等

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

※記名調査とする場合は、実施方法について留意事項を示す。

- ① 気持ちを聞かせてアンケート . . . 各学期1回
- ② 保護者対象学校教育評価 . . . 年1回

(2) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の

整備を行う。

※面談等、児童と個別に接する中で、いじめを認知する時期、回数等を示すこと。

① スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

② いじめ相談窓口の設置

担当：教頭、生活指導担当、児童生徒支援加配、人権担当、養護教諭

(3) いじめの早期発見

① 長休時・昼休み等、授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察する。

② いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。

(4) いじめ防止に係る資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図る。

3 いじめの早期対応

(1) 正確な実態把握

① 当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。

② 生活指導担当教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。

③ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

(2) 指導体制、方針決定

① 教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。

② 問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。

③ 教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。（「報告・連絡・相談」の徹底）

(3) 子どもへの指導・支援

① いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。

② いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

③ 教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。（「報告・連絡・相談」の徹底）

(4) 保護者との連携

① いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。

② 保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

(5) いじめ発生後の対応

① 継続的に指導・支援を行う。

② 学校カウンセラー等を活用し、子どもの心のケアに努める。

③ 心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

④ 定期的に見守りを行う。